

## 倒産手続の債権者申立て

村上 寛  
Hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

### 第1 通常の倒産手続の進行

倒産手続は、債務超過又は支払不能のおそれ等がある債務者について、債権者その他の利害関係人との間の権利関係を調整して、債務者の事業等を再建する(再建型)、又は債務者名義の財団を清算する(清算型)という目的で制定されたもので、これらの目的を達成するために、債務者自身が申立てを行っている事案が大多数となっています。

銀行その他の金融債権者は、貸付金実行の際に債務者の財務状況を取得しており、債務者の債務状況が悪化した場合、特にメインバンクである金融債権者は、債務整理に関する債務者の意思決定に事実上の影響力を有しています。金融債権者は、債務者に対する債権の会計・税務上の処理(引当金計上等)の関係もありますので、債務者の財務状況が悪化した場合、既存債権のリスケジュールその他の任意整理に応じるとともに、金融債権者としての協力を前提として、債務者に対し、必要に応じて、各都道府県の支援協議会、事業再生ADR、倒産手続の利用を要請するのが通常です。

### 第2 債権者が債権者申立てを選択する理由

他方、倒産手続においては、債権者申立てに関する手続が定められており、債務者が債務の弁済及び弁済額の極大化に非協力的である等の理由により、債権者が倒産手続の申立てをすることがあります。

①金融債権者の要請に従わない、債権者に対して債務者の財務状況を開示しない等、債務者が債権者による債権回収に非協力的である場合、債権者は、民事保全法、民事執行法により債権回収を図ることができますが、執行可能で、か

つ担保余力がある個別財産を発見するのは極めて困難であること、債務者の売掛債権、預金債権といった資産に執行した場合、事業遂行に重大な影響を与える等により債務者の企業価値が著しく棄損し、債務者が自ら倒産手続の申立てをした場合よりも債権回収額が減少する可能性があることから、債務者の企業価値を維持する目的で、再生型の倒産手続を申し立てることがあります。

また、②既に企業価値が棄損しており、再生型による倒産手続の実施が困難である債務者であっても、これをそのまま放置すると、経営陣による資産の隠匿等によりさらに資産が減少する可能性がある場合、資産保全を図る目的で、破産手続(清算型である特別清算は、取締役・清算人が継続して清算業務を行いますので、債権回収目的での債権者申立ては極めて少ないと考えられます。)開始の申立てをすることがあります。

なお、③医療法人、社会福祉法人、学校法人といった法人については、破産により事業を停止した場合、入院患者、入所者、学生などの関係者に重大な影響を与えることとなりますので、これらの関係者の不利益を最小限にする目的で、再生手続の申立てを行うことがあります。

また④再生手続は、債務者の経営陣が引き続き事業運営を行う、いわゆるDIP(Debtor In Possession)型の倒産手続ですが、ゴルフ場運営会社等の株式会社における再生手続において、現経営陣による事業運営及び再生手続における弁済率等に不服がある債権者により、原則として管財人が選任される更生手続開始の申立てがなされることがあります。

### 第3 債権者申立てによる倒産手続の特殊性

#### 1 手続開始原因等の疎明

債権者が手続開始の申立てをする場合、それぞれの手続開始の原因となる事実を疎明する必要があります(破産法18条2項、民事再生法21条1項、会社更生法20条1項、会社法888条1項)。

債権者申立ての場合、支払停止(破産法15条2項参照)は外部に表明されるため、債権者において比較的容易に疎明できますが、債務者の財務状況に関する資料を債権者が取得することは不可能であり、通常、債務超過又は支払不能を疎明することは困難だといえます。他方、債権者申立ての民事再生は、債務者の財務状況を把握している金融債権者が申し立てることが多くあります。

#### 2 債務者審尋

債権者申立ての場合、手続開始決定までに債務者の審尋(破産法13条、民事再生法18条、会社更生法13条、民事訴訟法87条2項)を行うのが通常で、債務者が手続開始の原因となる事実等を争った場合、審尋において債権者・債務者による主張・疎明が行われることになり、開始決定までに時間を要することが多いです。

なお、裁判所は、利害関係人の申立て又は職権で、債務者の財産に関する保全処分(破産法28条、民事再生法30条、会社更生法28条)又は保全管理命令(破産法第91条、民事再生法第79条、会社更生法30条)を発令することができます。債権者申立ての民事再生は、債務者の財務状況を把

握している金融債権者により行われることが多いため、裁判所は、比較的早い段階で、債務者の財産に関する保全処分及び保全管理命令を発令し、再生手続開始決定と同時に発令される管理命令(民事再生法64条)において保全管理人を管財人に選任するのが通例となっています。

#### 3 管財人の業務

破産手続、再生手続及び更生手続の開始決定では管財人が選任されますが、債務者の役職員が破産手続に協力しない場合、管財人は、債権者から提供される情報のほか、税務申告書その他管財人の権限により取得できる資料を収集するしかなく、帳簿に記載のない資産、海外に所在する資産等を全て発見することは不可能であるといえます。

債権者による申立ては、管財人による資産調査を目的としてなされることが多いものの、実際には、債務者からの積極的な情報提供がなければ、債権者が申立前に発見できなかった資産を管財人が発見することは困難で、新たな資産が管財人により発見できなかったケースにおいて、倒産手続の申立てをした債権者から「期待外れだった」という意見を聞くことがあります。

今般、民事執行法改正により、債務者の財産開示手続の実効性が高められたほか、債務者以外の第三者からの情報取得手続が定められましたので、費用及び実効性の観点から倒産手続の債権者申立てを回避し、これらの手続で得られた情報に基づき、債務者財産の執行をすることも検討に値します。